

貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の
包装に関する遵守事項

令和2年4月14日策定

1 包装に使用する容器

- (1) 包装に使用する容器は、感染性物質のための基本的3重包装（検体を封入する1次容器、防水性及び密閉性を有する2次容器並びに外装となる3次容器により構成される包装をいう。以下同じ。）を施すこととし、送付する検体又は病原体等（以下「検体等」とする。）の種類に応じた適切なものを使用すること。
- (2) 基本的3重包装の1次容器は検体等を直接入れる容器であり、検体等の形状や特徴を考慮し、かつ、防水性及び密閉性を有するものを使用すること。
- (3) 基本的3重包装の2次容器は密閉性を有しているため、ドライアイスその他温度変化等の影響によって容器を破裂させるおそれのある冷却材等の物質（以下「ドライアイス等」という。）は決して入れないこと。
- (4) 3次容器又はオーバーパックの中にドライアイス等を入れる場合には、それらの容器において、気化(昇華)するガスの放散のための適当な手段が講じられていること。

2 包装の手順

- (1) 検体等の包装は、ドライアイスの性質その他包装に関する危険性に係る知識を十分に有し、安全確保のための教育訓練を受けた作業員（検体の包装の作業を行う者をいう。以下同じ。）が行うこととすること。
- (2) 1次容器は、その中に封入した検体等が漏出しないために、これを吸収するのに十分な量の吸収材によって覆うこと。
- (3) 2次容器と3次容器の間に検体送付状を入れること。
- (4) ドライアイス等を利用する場合には、2次容器と3次容器の間に入れること、又は3次容器とオーバーパックの間に入れること。
- (5) 包装物（3重包装を含む荷物の総体をいう。以下同じ。）の表面に5の表示ができるように包装すること。
- (6) 本遵守事項への適合性等包装の安全性の担保については、作業後、作業員が自ら確認すること。

3 包装物への表示等

- (1) 荷送人及び荷受人の氏名（名称）、住所、電話番号、品名（「臨床検体」「病原体」など。「サンプル」「試料」など紛らわしい表現や病原体名の表示は避ける）、検体等の上下方向などの情報について、適切に表示すること。
- (2) その他一般貨物自動車運送事業者から求められる表示事項及び法令等で求められる表示事項を漏れなく表示すること。

4 その他

検体等の送付を行う全ての関係機関（医療機関を含む。以下「検体送付機関」という。）における感染性物質の運搬に関する教育訓練は、定期的な実施に加え、人事異動などに応じて、遺漏無く繰り返し実施すること。

5 ゆうパックの利用に係る留意事項

1 から 4 までに掲げる事項のほか、日本郵便株式会社のゆうパックを利用する場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) ゆうパックの利用に関する基本原則

日本郵便株式会社のゆうパックによる検体等の送付について、(3)の包装責任者をはじめとする全ての関係者は、一般の民営の宅配便の利用であることを十分に認識して、輸送時の包装について、世界保健機関策定の「感染性物資の輸送規則に関するガイダンス」等において必要とされている通常の輸送条件の下での包装方法・包装要件に加えて、本遵守事項に基づいて、安全性を担保するための更なる厳重な措置を実施すること。

(2) 包装に使用する容器

2次容器には、ドライアイス等の誤混入の防止のため、1次容器以外の空間に緩衝材（木製、紙製、合成樹脂製等又はそれらを組合せたもの。）を充てんすること。なお、2次容器は「中にドライアイスを絶対に入れない」旨の表示がなされたものを用いること。

(3) 包装責任者の選定等

ア 検体送付機関は、ゆうパックによる検体の送付を行う場合、あらかじめ、その包装が本遵守事項に適合することを確認し、証明する責任者（以下「包装責任者」という。）を定めること。

イ 検疫所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所を除く検体送付機関は、包装責任者を選定したときは、遅滞なく、所在地の都道府県（所在地が保健所を設置する市又は特別区の場合は当該市又は特別区。以下「都道府県等」という。）の担当部局にこれを連絡すること。なお、連絡を受けた都道府県等の担当部局は、その情報をまとめておくこと。

ウ 包装責任者は、本遵守事項をはじめ、検体送付の安全性確保のために必要となる知識及びこれを実践するために必要となる技能を修得し、作業者を適切に指導する能力を有する者としてすること。

エ 包装責任者は、国若しくは都道府県等により主催されるウの知識及び技能を修得するための研修を受け主催者の証明を得た者、又はこれと同等の知識及び技能を有すると認められる者としてすること。

(4) 包装の手順

ア 2次容器は、1次容器とともに(2)の緩衝材を封入した後、ドライアイス等の誤混入の危険がないことを確認の上、密封すること。

イ 本遵守事項への適合性等包装の安全性の担保については、包装責任者において再

度確認すること。(ダブルチェック)

(5) 包装物への表示等

包装物には、本遵守事項への適合性等安全性を担保された適正な包装物であることを証明するため、包装責任者による適正包装確認が済んでいる旨、その確認の年月日、包装責任者の氏名及びその所属する機関の名称を表示すること。(確認証明表示。末尾に例示している。)

(6) その他

ア 検体送付機関の包装責任者は、あらかじめ、検体等を封入した包装物を引き受けるゆうパックの窓口の担当者(又はしかるべき者)に対し、送付する包装物の包装の安全性の担保について説明すること。

イ 本遵守事項の適正な履行の状況について、ゆうパック窓口の担当者(又はしかるべき者)から、その確認(包装の開披を含む。)を求められた際には、速やかに応じること。

ただし、例外的に、包装責任者が安全上の理由によりゆうパック窓口における開披が適当でないと判断する場合については、包装責任者が所属する検体送付機関の実験室等の適切な場所で確認するものとする。

ウ ゆうパックによる検体等の送付に係る全ての者は、イの日本郵便株式会社の確認要求は必ずしも事前の通知がない場合もありうること、及び当該確認により包装の安全性に関する不適正な事実があった場合には、該当する運搬のみならず、わが国における検体の送付のためのゆうパックの利用全体が終了することもありうることに十分に注意すること。

● 確認証明表示の例

安全性適正包装確認済み
令和○年○月○日
包装責任者：○○○○衛生研究所 ○○ ○○

● 〔参考〕日本郵便株式会社「ゆうパック約款」（抄）

実施 2007年10月1日

最近改正2019年10月1日

（荷物の内容の確認）

第5条 当社は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

2 当社は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異ならないときは、これによって生じた損害を賠償します。

3 第1項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は、荷送人の負担とします。

（荷造り）

第6条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをするしなければなりません。

2 当社は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

（引受拒絶）

第7条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

(1) 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。

(2) 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第5条（荷物の内容の確認）第1項の規定による点検の同意を与えないとき。

(3) 荷造りが運送に適さないとき。

(4) 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）の活

動を助長し、又はその運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

(6) 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。

ア 暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。

ウ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められるとき。

エ 当社に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が高いと当社が判断する者を含みます。）であると認められるとき。

(7) 荷物が次に掲げるものであるとき。

ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの

イ その他当社が特に定めて表示したもの

(8) 天災その他やむを得ない事由があるとき。

2 当社は、運送を引き受けた後に前項(5)又は(6)に該当することを知ったため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。

3 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

(注) (7)のイの当社が特に定めて表示したものは、人に危害を与えるおそれのある動物（学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてゐるものを除きます。）、現金及び複数の個人情報とします。